

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：銀行法等

規制の名称：共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化

規制の区分：新設、**改正**（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和4年6月30日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、グループ全体の業務運営におけるシナジー効果・コスト削減効果の発揮等が重要な課題となっていたが、事前評価時以降もこのような課題を取り巻く社会経済情勢等に変化は見受けられず、それらへの対応は引き続き重要である。

なお、規制の事前評価時には想定していなかった影響は、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時に設定していた以下のベースラインについて、変化はない。

イ. 持株会社による共通・重複業務の執行

規制を見直さない場合、グループ内の各子会社に共通・重複する業務を銀行持株会社に集約できず、シナジー効果・コスト削減効果の発揮が妨げられている状況が続いた可能性がある。

ロ. 子会社への業務集約の容易化

規制を見直さない場合、グループ傘下の複数の子銀行からグループ共通業務を特定の子会社に集約する際の各銀行の委託先管理義務が、グループ内の業務集約に際して大きな負担を生じさせている状況が続いた可能性がある。

ハ. グループ内の資金融通の容易化

規制を見直さない場合、現行制度に基づく条件での取引が必ずしもグループ収益の最大化の

実現に適さない場面がある状況が続いた可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時、グループ全体の業務運営におけるシナジー効果・コスト削減効果の発揮等が重要な課題となっていたところ、現在もその状況に変わり無く、それらへの対応は重要であることから、規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、概要以下の通り見込んでいた。

イ. 持株会社による共通・重複業務の執行

グループ全体の業務運営上の費用が減少する一方で、銀行持株会社による業務の執行に係る認可の申請に伴う費用が発生する。

ロ. 子会社への業務集約の容易化

銀行持株会社による委託先管理義務に係る体制整備の費用が発生するが、各子銀行における体制整備の費用が不要となるため、グループ全体における体制整備の費用は減少する。

ハ. グループ内の資金融通の容易化

同一の銀行持株会社グループに属する銀行間の取引について、明確な取引ルール策定のための費用などが新たに発生する。

上記イ～ロについて、銀行等は、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握することは困難であるが、遵守費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、概要以下の通り見込んでいた。

イ. 持株会社による共通・重複業務の執行

銀行持株会社に期待されている経営管理機能の発揮が疎かになる可能性があるため、行政庁（国）において、銀行持株会社グループの業務運営の適切性の確保などに係る検査・監督に伴う費用が増加する。

また、認可に係る受付及び審査業務に伴う費用が発生する。

ロ. 子会社への業務集約の容易化

行政庁（国）において、各子銀行の委託先管理義務の履行を監督するための費用は減少する一方で、銀行持株会社の委託先管理義務の履行を監督するための費用は増加する。

ハ. グループ内の資金融通の容易化

行政庁（国）において、銀行持株会社グループ内の銀行間の取引に関して、同グループの健全な財務状況が確保されているか、また、同グループ内において明確な取引ルールが策定・遵守されているかを検査・監督する費用が発生する。

上記イ～ハに関し、行政庁（国）は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、その遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握することは困難であるが、行政庁（国）による金融行政の遂行に要する行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

イ. 持株会社による共通・重複業務の執行

規制の見直しにより、グループ全体の効率的なリスク管理に資するとともに、グループ全体のコスト削減・業務運営の効率化が図られたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

ロ. 子会社への業務集約の容易化

規制の見直しにより、グループ全体のコスト削減・業務運営の効率化が図られたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

ハ. グループ内の資金融通の容易化

規制の見直しにより、銀行持株会社グループ全体の資金調達コストの削減が図られたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。よって、本件に係る特段の見直しは不要であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。